

第7期 多摩市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成 30～32 年度(2018～2020 年度)

概要版



平成 30年 3月

多摩市

多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたって

◆計画策定の趣旨・目的

本計画は、「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して住み続けられるまちづくり」の実現を目指して、本市の高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営に係る基本理念・基本目標を定め、策定するものです。

◆計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。



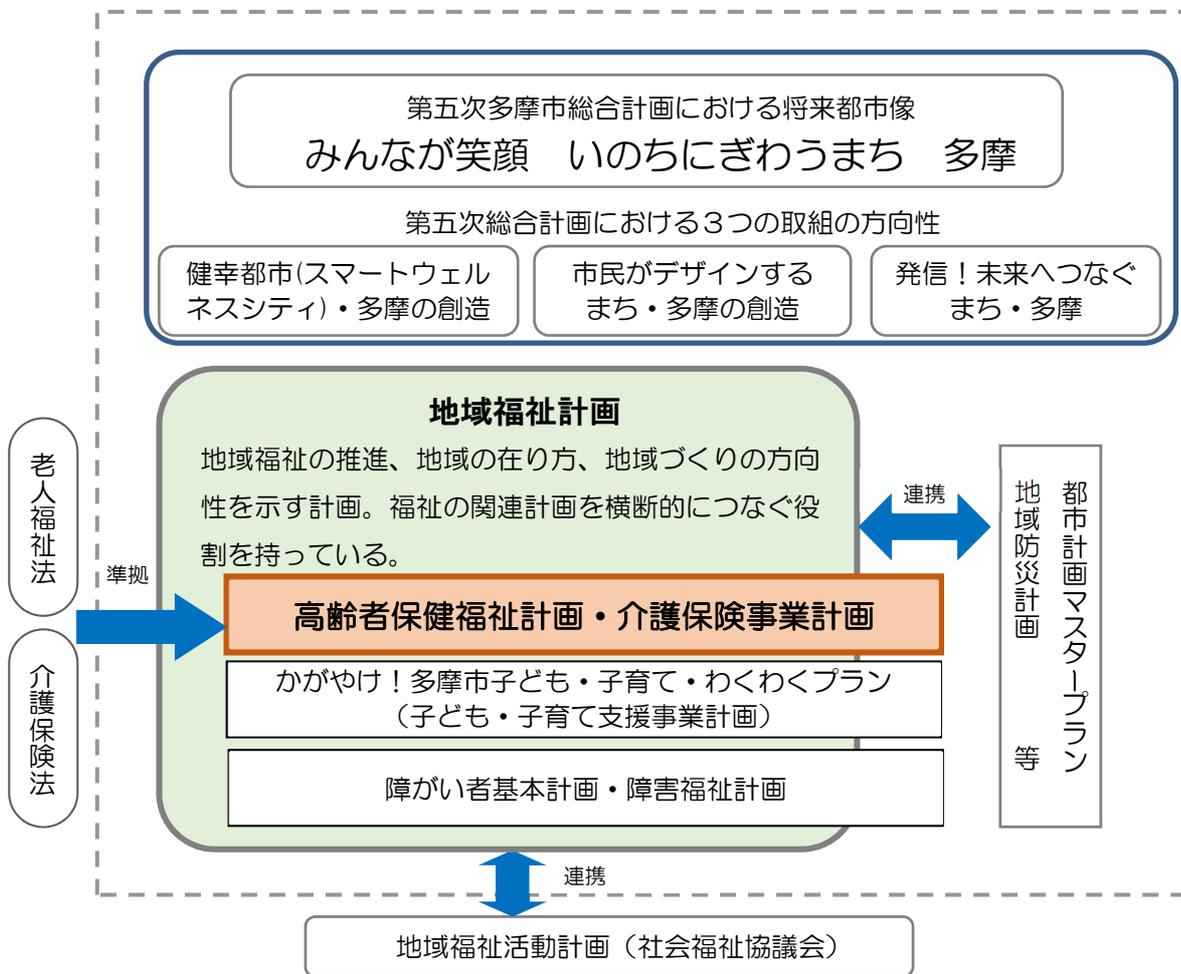
◆計画の位置づけ

計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定にもとづく市町村老人福祉計画と介護保険法第 117 条の規定にもとづく市町村介護保険事業計画を根拠として、本市における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に策定しています。また、福祉保健施策を一体的・総合的に推進することが必要であることから、本計画は、高齢者を対象とした保健事業を含んだ計画となっています。

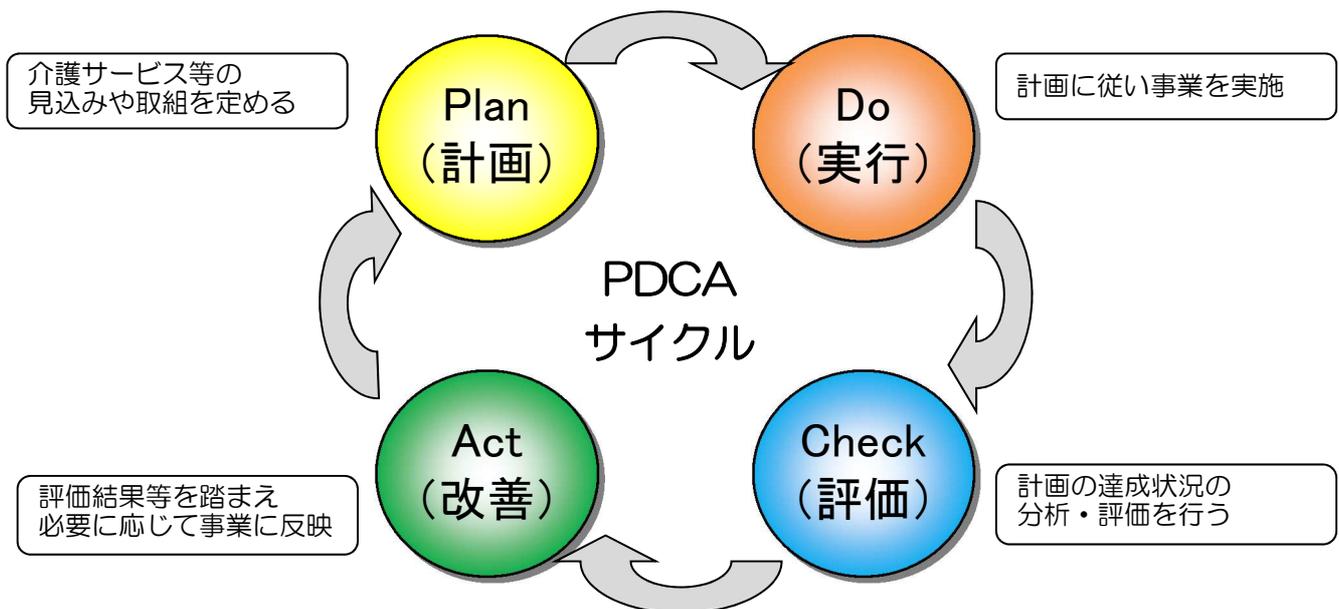
各種計画との関係

本計画は、「第五次多摩市総合計画」の実現を目指して策定する部門別計画として位置づけられます。また、多摩市地域福祉計画や多摩市地域福祉活動計画等、本市の高齢者施策の推進に関連する他の計画とも整合を図っています。



◆計画の進行管理

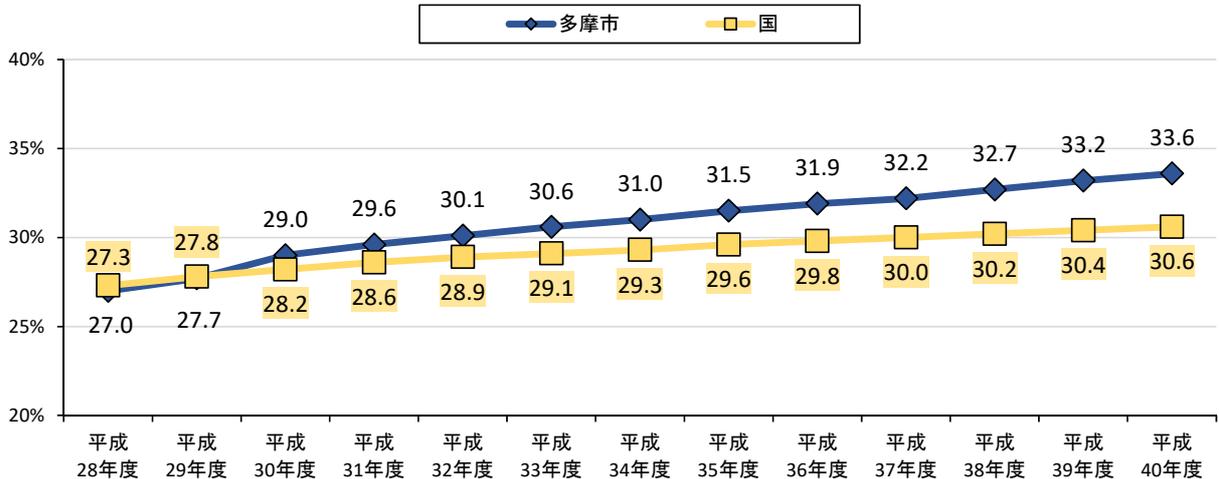
本計画を推進するにあたって、計画実現に向けた進行管理を行います。施策の進行状況については、年度ごとに庁内の関連部署が計画の達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映するPDCAサイクルにより行います。



多摩市の高齢者等の状況

◆高齢化の推移

高齢化の進展は、国を上回る速度で進行し、平成30年度には本市の高齢化率が国をわずかに上回りますが上回り、国に比べ速い速度で進行することが見込まれます。



※国：日本の将来推計人口（平成29年1月推計）各年度10月1日（出生中位（死亡中位）推計）

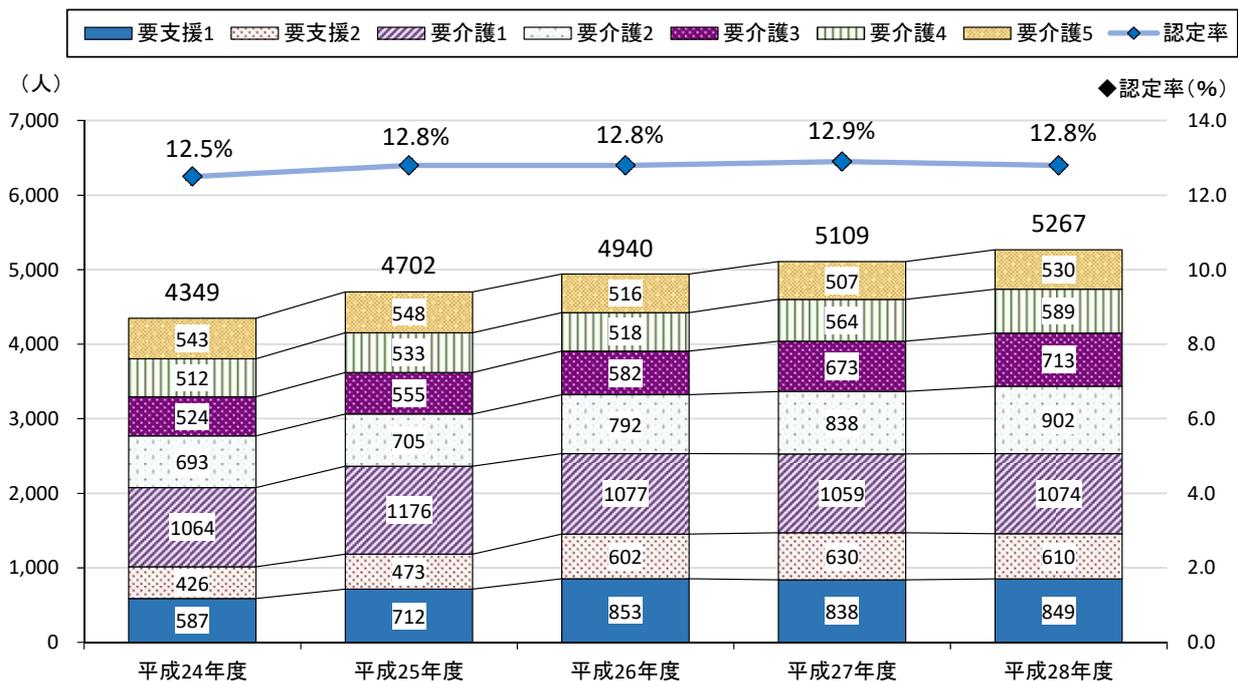
多摩市：各年度1月1日、平成28・29年度は住民基本台帳人口、平成30年度以降は多摩市将来人口推計（平成29年度）

【国・多摩市の高齢化率推計】

◆要介護認定者数の推移

高齢者人口の増加や介護保険制度の浸透に伴い、要介護・要支援認定者数が増加しています。また、65歳以上高齢者の認定率（※）は12.8%となっています。

※認定率：人口に対する、要介護・要支援認定がある人の割合



【要介護・要支援認定者数の推移】

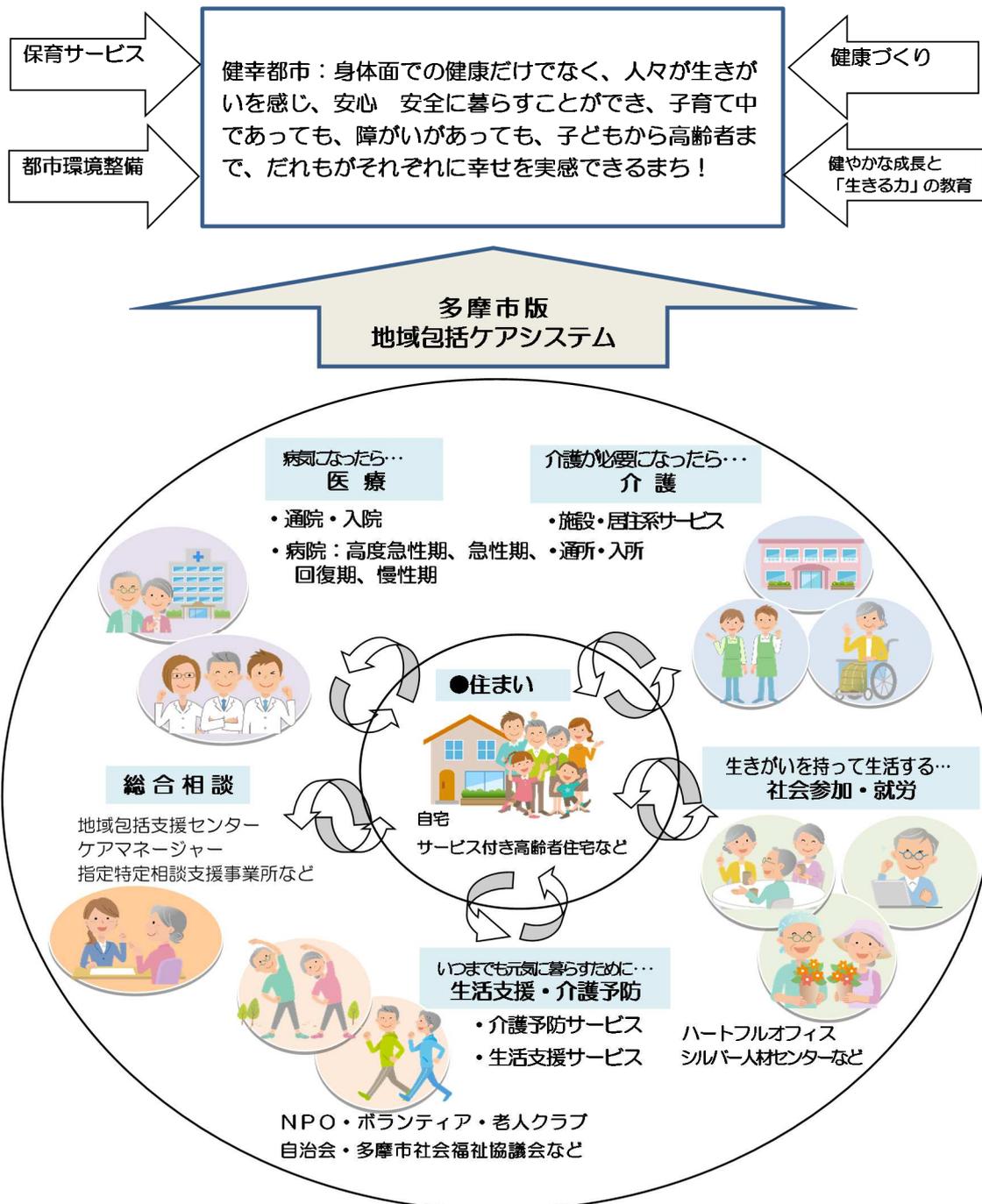
※多摩市調べ 各年度1月1日

多摩市版地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアは、「高齢者が要介護状態になっても、できる限り長く、住み慣れた地域で生活が続けられ、人生の最後まで自分らしく生きること」をかなえるための取組です。

医療や介護、福祉など必要なサービスが、よりスムーズに利用できる体制づくりと、地域の中で見守り・支え合えるまちづくりを目指しています。

本市では、この「地域包括ケアシステム」をさらに一歩進めて、高齢者に限らず、障がいがある方や子育て世帯など、なんらかの支援が必要な方でも、安心・安全に暮らすことができるよう、「多摩市版地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。



※厚生労働省資料をもとに一部改編

基本理念・基本目標

◆基本理念

「第五次多摩市総合計画」のまちづくりの基本構想を踏まえ、「第6期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で掲げた基本理念を継承し、次の5点を計画の基本理念とします。

- 1 人権及び人間性の尊重
- 2 自主・自立の確保・支援
- 3 身近な地域福祉の推進
- 4 市民と行政、関係機関との協働・連携による福祉の推進
- 5 健康増進と健やかな暮らしの推進

◆基本目標

本計画の基本理念と高齢者等の状況から明らかになったこと等にもとづき、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して住み続けられるまちづくりの実現に向けて、次の7つの基本目標を立て、施策を展開していきます。

【7期計画】基本目標

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 3 多様な社会参加・生きがいづくりの推進
- 4 安心・安全で住みよいまちづくり
- 5 介護保険サービスの推進
- 6 介護サービス基盤の整備
- 7 介護保険事業の円滑・適正な運営

施策概要

基本目標(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくことができるように、健康を維持し、加齢による生活機能の低下をできるだけ予防するため、高齢者の健康づくりから介護予防までの総合的な取組を推進します。高齢者が、地域で元気にいきいきと豊かな生活が送れるように、高齢者が社会参加しやすい取組を促進します。

《施策の展開》

重点施策に、★をつけています。

1 健康づくり・介護予防の推進	(1) 健康づくりの推進
	★(2) 介護予防の普及・啓発
	★(3) 地域における介護予防の拡充
2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	(1) 生活支援サービスの充実
	★(2) 日常生活を支援する体制の整備

・介護予防の普及・啓発

フレイル（虚弱）予防事業「TAMAフレイル予防プロジェクト（TFPP）」を、市民や大学、民間等と共に行い、介護予防の知識や取組が地域に広がる仕組みをつくっていきます。

・地域における介護予防の拡充

介護予防に効果がある体操（元気アップ体操）をきっかけに、週1回程度の住民主体の通いの場が広がるような仕組みをつくりまます。また、介護予防ボランティアポイント制度等を活かし、高齢者の社会参加や地域における役割の創出及び人と人とのつながりを通じた生きがい・楽しみが継続する地域づくりを推進します。

・日常生活を支援する体制の整備

支援が必要な状態になっても地域で安心して生活できるように、多様な住民同士の支え合いや生活支援サービスの体制を整備するため、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」やその活動を支える協議体を中核に、地域住民や関係団体等と課題やニーズを把握し、各地域に必要な支え合い・生活支援サービス等の創出及び充実を目指します。

基本目標(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が生活支援や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続け、一人ひとりにふさわしい支援が円滑に受けられるように、地域ケアの強化を図ります。また、認知症になっても、個人として尊重され、自分らしく安心して暮らしていけるように、認知症高齢者の支援を推進します。また、認知症により判断能力が不十分になった高齢者の権利擁護の充実を図ります。

《施策の展開》

重点施策に、★をつけています。

1 地域支援機能の強化	(1) 地域包括支援センターの適切な運営
	(2) 地域ケア会議の役割
	★(3) 地域包括支援センターの再配置
2 認知症高齢者への支援	(1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発
	★(2) 地域での生活を支える医療・介護・相談体制の充実
	(3) 認知症高齢者・家族を支える地域づくり
3 虐待防止・権利擁護等の推進	(1) 高齢者虐待防止への取組の推進
	(2) 権利擁護事業の推進
4 見守り合い、支え合える地域への取組	★(1) 見守り・支え合いの充実
	(2) 介護に取り組む家族等への支援
5 在宅医療・介護の連携による在宅療養の推進	★(1) 在宅医療・介護連携の推進
	(2) 在宅療養の普及・啓発

・地域包括支援センターの再配置

地域包括支援センターの組織の強化と相談体制の充実を図り、相談支援充実のため、地域の実情にあわせ、相談者の利便性に配慮した場所への移転等を検討します。

・地域での生活を支える医療・介護・相談体制の充実

認知症高齢者支援のため、認知症を考える専門機関の連絡会である「ネットワークオレンジの会」を活用し認知症地域推進員が中心となって関係機関や家族会等と連携し地域における支援体制を充実します。

・見守り・支え合いの充実

地域の高齢者の孤立化を未然に防ぐこと、地域住民が主体的に活動すること等により、地域全体で高齢者を見守り、支えていく仕組みを推進していきます。

・在宅医療・介護連携の推進

医療資源と介護保険サービス等の連携を図り、それを有効に活用しながら、地域において高齢者が適時・適切に利用できる在宅療養の仕組みを構築していきます。

基本目標(3) 多様な社会参加・生きがいつくりの推進

高齢者が自立し、健康で生きがいのある生活を送れるよう、多様な社会参加、生きがいつくりを推進します。

《施策の展開》

重点施策に、★をつけています。

1 生涯学習の推進	(1) 生涯学習に関する相談・情報提供の充実
	(2) 施設等における各種講座等の実施
	(3) 自主的な学習活動・市民活動の支援
2 社会参加と交流の促進	★(1) 高齢者による主体的な活動の促進
	★(2) 高齢者の知識・経験等を活かす取組
	(3) 世代間交流の促進
	(4) 就労による社会参加の促進

・高齢者による主体的な活動の促進

高齢者の生きがいと健康づくり、地域での見守り活動等、多様な社会活動を行っている老人クラブ・老人クラブ連合会等の活動を支援します。

・高齢者の知識・経験等を活かす取組

高齢者の知識や経験を活かした地域活動や、ボランティア、シルバー人材センター等の、社会参加を促し高齢者がいきいきと暮らせる活動を支援します。

基本目標(4) 安心・安全で住みよいまちづくり

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるように、安心・安全で住みよいまちづくりを進めます。

《施策の展開》

重点施策に、★をつけています。

1 高齢者の住まいの確保	★(1) 住宅支援の充実
	(2) 住宅改修の推進
	(3) 住宅相談や情報提供の充実
2 ユニバーサルデザインにもとづいたまちづくり	(1) まちのバリアフリー化
	(2) 交通・移動手段の確保
	(3) 交通安全の啓発
3 防災・防犯対策の充実	★(1) 防災対策の充実
	(2) 防犯対策の充実

・住宅支援の充実

多摩市住替え・居住支援協議会の場合を活用し、高齢者等の住宅相談や情報提供を行い、高齢者の賃貸住宅等への円滑な入居促進を図ります。

・防災対策の充実

「多摩市地域防災計画」「多摩市災害時要援護者避難支援計画」にもとづき、災害時に、適切かつ迅速な行動がとれない可能性のある高齢者を守るために、自主防災組織及び防災関係機関等と協力・連携して、避難・救護体制の充実に努めます。

基本目標(5) 介護保険サービスの推進

介護保険サービス利用者のニーズに即して、介護サービス給付及び介護予防サービス給付を適切に実施していきます。

《施策の展開》

重点施策に、★をつけています。

1 介護保険事業の基本的な考え方	★ (1) 日常生活圏域と介護保険サービス
2 介護保険サービス量等の推計	(1) 要介護・要支援認定者数の推計 (2) 介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み
3 第7期介護保険料と将来のサービス水準等の推計	(1) 介護保険料の設定 (2) 平成37年度(2025年度)を見据えたサービス水準等の推計

・日常生活圏域と介護保険サービス

住み慣れた地域で、生活を続けていくためのサービスとして、市町村特別給付(移送支援サービス)を実施します。

基本目標(6) 介護サービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、必要な介護サービス基盤を整備します。

《施策の展開》

重点施策に、★をつけています。

1 介護サービス基盤の整備	(1) 介護保険施設等の整備 ★ (2) 地域密着型サービスの整備
---------------	--------------------------------------

・地域密着型サービスの整備

認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備を図ります。

基本目標(7) 介護保険事業の円滑・適正な運営

利用者の自立支援に役立つ適切な介護保険サービスを確保し、不適正な給付等を是正することにより、介護保険制度に対する市民の信頼感を高め、介護保険事業の円滑・適正な運営に努めます。

《施策の展開》

重点施策に、★をつけています。

1 介護保険事業の円滑な運営	★(1) 介護保険事業の円滑な運営のための機関
	(2) 介護保険サービス利用の促進
	★(3) 介護保険サービスの質の向上・確保
2 介護保険制度の適正な運営	★(1) 介護給付適正化の推進
	(2) 介護保険料の収納率の向上

・介護保険事業の円滑な運営のための機関

市民の視点に立った介護保険事業を運営するため、市民参画のもと「多摩市介護保険運営協議会」、「多摩市地域包括支援センター運営協議会」、「多摩市地域密着型サービス運営協議会」を開催します。

また、高齢者を対象とした実態調査を定期的を実施することで、市民の意向把握に努めます。

・介護保険サービスの質の向上・確保

「多摩市介護保険事業者連絡協議会」との連携・協働により、利用者の視点に立った適切な介護保険サービスを提供できるよう、情報提供や研修などを実施します。

・介護給付適正化の推進

利用者に最適な介護保険サービスを確保するため、市民・事業者・保険者が一体となって自立支援のケアマネジメントが実施されるように努めます。

適正な運営に向けて、迅速で、より適切かつ公平な要介護認定の実施を含む介護給付の適正化に取り組みます。



◆計画の体系図

第2部 地域包括ケアシステムの推進		
第1章： 介護予防・日常生活 支援総合事業の充実	1. 健康づくり・介護予防 の推進	(1) 健康づくりの推進
		★ (2) 介護予防の普及・啓発 ★ (3) 地域における介護予防の拡充
	2. 介護予防・日常生活 支援総合事業の充実	(1) 生活支援サービスの充実
		★ (2) 日常生活を支援する体制の整備
第2章： 地域包括ケアシステ ムの深化・推進	1. 地域支援機能の強化	(1) 地域包括支援センターの適切な運営
		(2) 地域ケア会議の役割
		★ (3) 地域包括支援センターの再配置
	2. 認知症高齢者への支援	(1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発
		★ (2) 地域での生活を支える医療・介護・相談体 制の充実
	3. 虐待防止・権利擁護等 の推進	(3) 認知症高齢者・家族を支える地域づくり
		(1) 高齢者虐待防止への取組の推進
	4. 見守り合い、支え合え る地域への取組	(2) 権利擁護事業の推進
		★ (1) 見守り・支え合いの充実
	5. 在宅医療・介護の連携 による在宅療養の推進	(2) 介護に取り組む家族等への支援
★ (1) 在宅医療・介護連携の推進		
(2) 在宅療養の普及・啓発		
第3章： 多様な社会参加・生 きがいづくりの推進	1. 生涯学習の推進	(1) 生涯学習に関する相談・情報提供の充実
		(2) 施設等における各種講座等の実施
		(3) 自主的な学習活動・市民活動の支援
	2. 社会参加と交流の促進	★ (1) 高齢者による主体的な活動の促進
		★ (2) 高齢者の知識・経験等を活かす取組
		(3) 世代間交流の促進
第4章： 安心・安全で住みよ いまちづくり	1. 高齢者の住まいの確保	(4) 就労による社会参加の促進
		★ (1) 住宅支援の充実
		(2) 住宅改修の推進
	2. ユニバーサルデザイン にもとづいたまちづく り	(3) 住宅相談や情報提供の充実
		(1) まちのバリアフリー化
		(2) 交通・移動手段の確保
3. 防災・防犯対策の充実	(3) 交通安全の啓発	
	★ (1) 防災対策の充実	
		(2) 防犯対策の充実
第3部 介護保険サービスの推進		
第1章： 介護保険サービスの 推進	1. 介護保険事業の基本的 な考え方	★ (1) 日常生活圏域と介護保険サービス
	2. 介護保険サービス量等 の推計	(1) 要介護・要支援認定者数の推計 (2) 介護サービス・介護予防サービスの利用量 の見込み
	3. 第7期介護保険料と将 来のサービス水準等の 推計	(1) 介護保険料の設定 (2) 平成37(2025)年度を見据えたサービス水 準等の推計
第2章： 介護サービス基盤の 整備	1. 介護サービス基盤の整 備	(1) 介護保険施設等の整備 ★ (2) 地域密着型サービスの整備
第3章： 介護保険事業の円 滑・適正な運営	1. 介護保険事業の円滑な 運営	★ (1) 介護保険事業の円滑な運営のための機関 (2) 介護保険サービス利用の促進 ★ (3) 介護保険サービスの質の向上・確保
	2. 介護保険制度の適正な 運営	★ (1) 介護給付適正化の推進 (2) 介護保険料の収納率の向上

重点施策に、★をつけています。

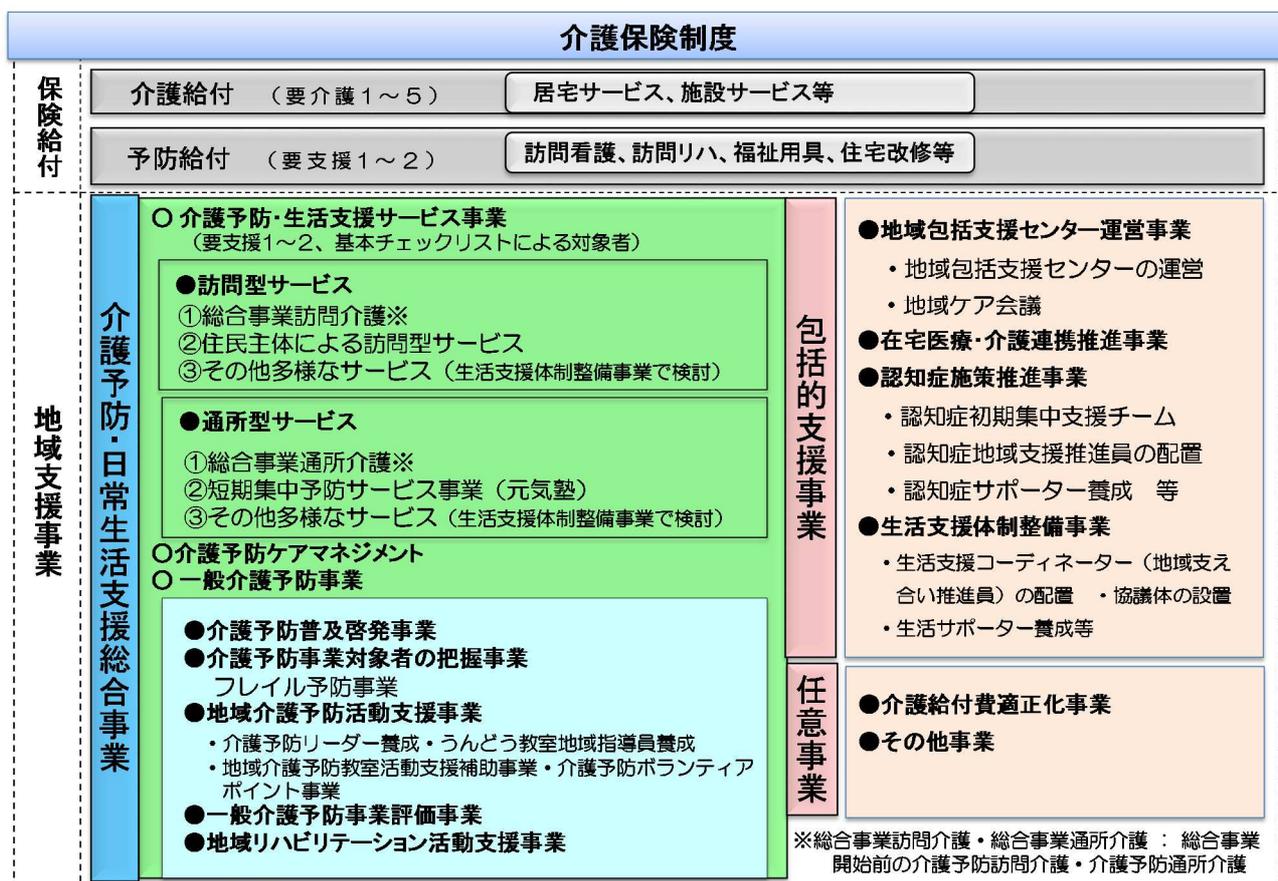
取組概要

◆介護予防・日常生活支援総合事業の充実

平成28年（2016年）4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」として、日常生活を支えていく「住民主体による訪問型サービス」や、介護予防・生活機能の向上を図るための通所型サービス「短期集中予防サービス事業（元気塾）」を新たに創出し開始しました。

今後さらに、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する介護予防・自立支援となる効果的な支援を目指します。

● 介護予防・日常生活支援総合事業の事業体系



◆健康づくり・介護予防の推進

●フレイル（虚弱）予防の普及・啓発

年を重ねて気力や体力などが衰えた状態のことを「フレイル」といいます。高齢者のフレイルは生活の質を落とし、様々な病気の原因となることもあります。

市ではフレイル予防事業「TAMA フレイル予防プロジェクト（TFPP）」を、市民や大学、民間等と共に行い、介護予防の知識や取組が地域に広がる仕組みをつくっていきます。

《地域介護予防教室》

介護予防リーダーが週1回行っている「地域介護予防教室」で取り入れている介護予防に効果がある体操（元気アップ体操）をきっかけに、週1回程度の住民主体の通いの場がさらに広がるような仕組みをつくります。



《地域介護予防機能の強化》

市では、地域における住民主体の介護予防の取組及び地域包括支援センターの介護予防機能強化のため、「介護予防による地域づくり推進員」を配置しています。

今後は介護予防に資する体操を行っているグループに対して、リハビリテーション専門職を派遣し、簡単にできる体操のアドバイス等を行っていきます。



《ボランティアポイント制度》

「介護予防ボランティアポイント制度」は、介護予防ボランティアが行ったボランティア活動に対しポイントが付与され、ポイントに応じた交付金を支給するものです。

今後はさらに活動の場を広げ、参加しやすくすることで、社会参加・社会貢献をしながら自らの介護予防につながる活動を進めていきます。



◆ 認知症高齢者への支援

《ネットワークオレンジの会》

「ネットワークオレンジの会」では、認知症に関する様々な課題について検討しています。

地域包括支援センターに配置した「認知症地域支援推進員」を中心に、認知症にかかわる地域の支援機関（認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム等の医療機関、認知症カフェ主催者、社会福祉協議会等）の連携を強化し、本市における認知症支援を推進します。



《認知症本人の会・介護者の会》

認知症本人の会や介護者の会では、普段の生活でうれしかったことや不安、困りごと等を共有し、自分らしく安心して生活するためにはどうすればいいか等を話し合い、勉強会や講演会を開催します。

【介護者の会とのイベント（講演会の様子）】



《認知症カフェ》

認知症カフェでは認知症本人、その家族、地域住民等誰もがたどえる場所として一緒にお茶や食事をしながら認知症に関する講座やイベントを実施します。

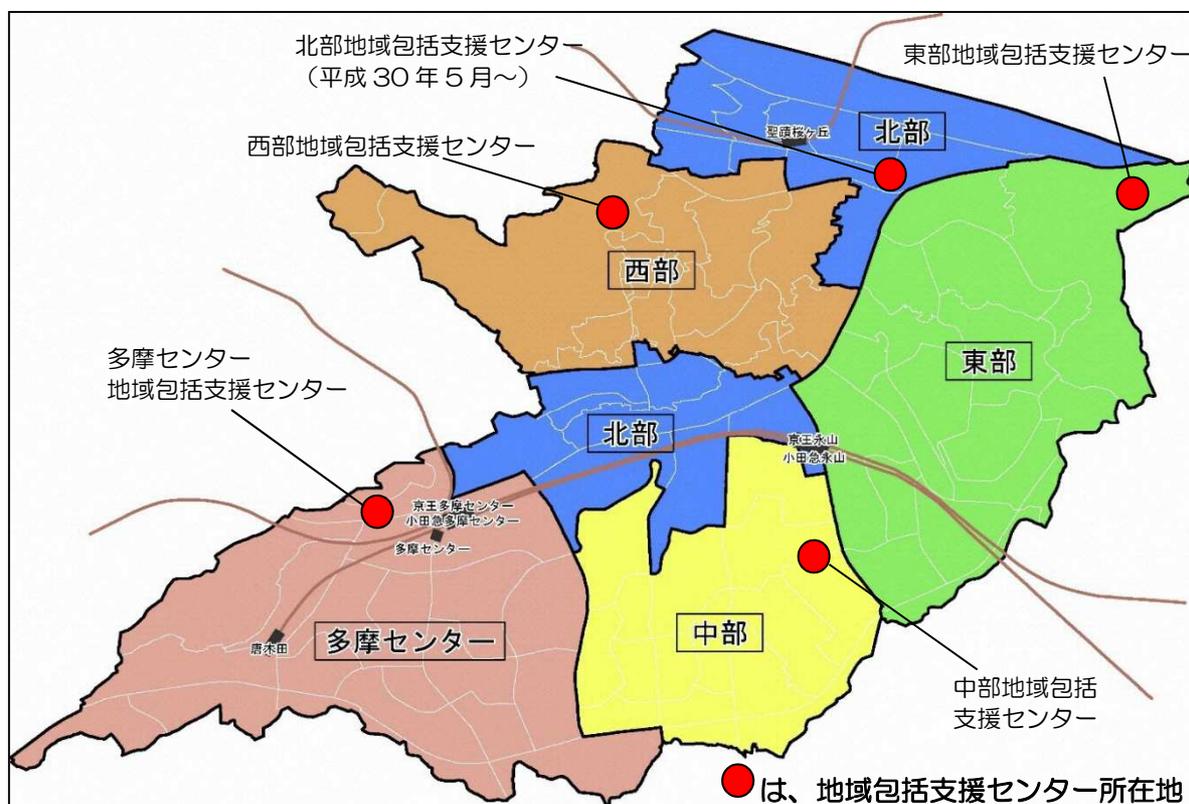
【認知症カフェの様子】



◆地域支援機能の強化（地域包括支援センターの再配置）

地域包括支援センターは、「地域包括ケアシステム」の中心として重要な役割を果たしています。

中部地域包括支援センターの永山商店街に移転（平成 28 年（2016 年）10 月）に続き、平成 30 年（2018 年）には北部地域包括支援センターを関戸・一ノ宮コミュニティセンター内に移転します。地域の状況に合わせ、相談者の利便性に配慮した地域包括支援センターの配置について検討します。



◆日常生活圏域の状況

日常生活圏域とは、地理的条件・人口・交通事情・その他の社会的条件等を総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを構築することを念頭において、地域の実情に応じた圏域を定めるものです。

本市では、地域包括支援センターの担当エリアと同様に、5つの日常生活圏域を設定しています。日常生活圏域別の状況（高齢者人口等）は次のとおりです。

平成29年4月1日現在

地域		西部	東部	多摩センター	中部	北部	合計	
総人口		(A)	23,246	32,345	34,783	27,326	30,811	148,511
高齢者人口	65歳以上	(B)	5,805	8,266	8,526	10,015	7,817	40,429
	75歳以上	(C)	2,953	3,709	3,284	4,497	3,660	18,103
高齢化率	(65歳以上)	B/A	25.0%	25.6%	24.5%	36.7%	25.4%	27.2%
	(75歳以上)	C/A	12.7%	11.5%	9.4%	16.5%	11.9%	12.2%
被保険者数地区別第1号		(D)	5,699	8,133	8,367	10,014	7,805	40,018
認定者数	要支援・要介護	(E)F+G	960	975	895	1,094	1,063	4,987
	要支援	(F)	249	265	250	287	336	1,387
	要介護	(G)	711	710	645	807	727	3,600
認定率	要介護・要支援	E/D	16.8%	12.0%	10.7%	10.9%	13.6%	12.5%
	要支援	F/D	4.4%	3.3%	3.0%	2.9%	4.3%	3.5%
	要介護	G/D	12.5%	8.7%	7.7%	8.1%	9.3%	9.0%
75歳以上のみ	世帯数	(H)I+J	1,622	1,838	1,590	2,233	2,437	9,720
	ひとり暮らし世帯数	(I)	1,176	1,272	1,071	1,455	1,857	6,831
	複数世帯	(J)	446	566	519	778	580	2,889
認知症有病者率		(K)	10.1%	7.3%	5.7%	6.4%	7.4%	7.1%

※被保険者の住所地特例対象者は含まない。

主な介護サービスの利用量の見込み

● 居宅サービス



単位：人

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
訪問介護	958	995	1,042	1,312
通所介護（デイサービス）	811	860	919	1,156
短期入所生活介護 (ショートステイ)	217	237	264	337

● 地域密着型サービス



単位：人

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	10	20	60
認知症対応型通所介護	102	113	127	163
小規模多機能型居宅介護	105	113	122	167
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	108	126	144	144
地域密着型通所介護	506	544	584	696

● 施設サービス



単位：人

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
介護老人福祉施設	470	489	508	773
介護老人保健施設	279	290	301	494
介護療養型医療施設	36	38	40	※40

※ 介護療養型医療施設（介護療養病床）は、平成 29 年度（2017 年度）末が設置期限とされていましたが、経過措置期間が6年間延長されました。第7期計画では、介護医療院でなく介護療養型医療施設として見込んでいます。

介護保険料の設定

● 所得段階別第1号被保険者の保険料

本市における第1号被保険者の保険料基準額は年額57,700円（月額4,809円※小数点以下切り上げ）と見込まれます。なお、1人あたりの保険料（年額）は、所得状況に応じて14段階の区分を設け、基準額を中心に0.45から2.35倍までの金額で設定することで、低所得者に対する負担軽減を図っています。

また、非課税世帯（第1段階）について、国が示す公費による軽減の仕組みを導入します。

段階	保険料率	対象者	1人あたりの保険料		
			第6期	第7期	年増加額
第1段階	基準額 ×0.45	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、 又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	24,500	25,900	1,400
第2段階	基準額 ×0.60	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	32,700	34,600	1,900
第3段階	基準額 ×0.75	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	40,900	43,200	2,300
第4段階	基準額 ×0.85	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	46,400	49,000	2,600
第5段階 (基準額)	基準額 ×1.00	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	54,600	57,700	3,100
第6段階	基準額 ×1.12	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	60,000	64,600	4,600
第7段階	基準額 ×1.28	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上 <u>200万円</u> 未満	68,200	73,800	5,600
第8段階	基準額 ×1.39	本人が市民税課税で、合計所得金額が <u>200万円</u> 以上 <u>300万円</u> 未満	73,700	80,200	6,500
第9段階	基準額 ×1.545	本人が市民税課税で、合計所得金額が <u>300万円</u> 以上 400万円未満	81,900	89,100	7,200
第10段階	基準額 ×1.695	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上 600万円未満	90,000	97,800	7,800
第11段階	基準額 ×1.905	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上 1,000万円未満	101,000	109,900	8,900
第12段階	基準額 ×2.05	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上 <u>2,000万円</u> 未満	109,200	118,200	9,000
第13段階	基準額 ×2.20	本人が市民税課税で、合計所得金額が <u>2,000万円</u> 以上 <u>3,000万円</u> 未満	—	126,900	17,700
第14段階	基準額 ×2.35	本人が市民税課税で、合計所得金額が <u>3,000万円</u> 以上	—	135,500	26,300

※第7期における第1～3段階と第4段階の年増加額は、第6期における第1～2段階との比較をしています。

※表中の保険料率、対象者欄の下線付き太字部分は、第6期から変更を行った部分で、変更後の内容を記載しています。



健幸都市・多摩

第7期 多摩市高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画
概要版

発行・編集 多摩市健康福祉部高齢支援課
〒206-8666 東京都多摩市関戸6-12-1
Tel.042-338-6923